平成２１年（フ）第１０５７号
広島県大竹市北栄16番２の103号
債務者　上重　　栄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２５号
名古屋市守山区翠松園３丁目1110番地
債務者　加藤　雅也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９０号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―1305号
債務者　福島　勝義
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５号
長野県松本市大字芳川村井町721番地25　芳川コーポＡ210
債務者　岩田　彩子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３７８号
北海道枝幸郡浜頓別町大通１丁目７番地
債務者　野村　智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８９５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目５番12号
マーヴェラス空Ⅱ101
債務者　日髙　　進
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５３号
岩手県下閉伊郡川井村大字田代第１地割272番地１
債務者　武田　芳昌
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破 産 廃 止

平成１６年（フ）第１２６０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2579番地５
破産者　有限会社稲田住宅産業
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
宮崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１０９０号
名古屋市港区稲永４丁目３番２―406号　新稲永荘
破産者　宮本　　茂
1　主文　当裁判所が平成21年６月25日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市港区宝神町字元美1300番地の１」とあるのを「名古屋市港区稲永４丁目３番２―406号　新稲永荘」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３５号
名古屋市中川区一色新町２丁目714番地　ツインハウスＳＵＮ101号、外国人登録原票上の住所名古屋市中川区一色新町２丁目714番地　ツインハウスＳＵＮ201号
破産者　金沢加奈代こと　金　　花先
1　主文　当裁判所が平成21年６月11日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市中川区一色新町２丁目714番地　ツインハウスＳＵＮ201号」とあるのを「名古屋市中川区一色新町２丁目714番地　ツインハウスＳＵＮ101号、外国人登録原票上の住所名古屋市中川区一色新町２丁目714番地　ツインハウスＳＵＮ201号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１６７号
島根県出雲市塩冶神前６丁目５番10号
破産者　有限会社いいぐに商店
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第５８３号
静岡県伊東市宮川町２丁目２番12号
破産者　松村　敦子
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３８４号
宮城県岩沼市吹上３丁目６番20号
破産者　クリーン・システム株式会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第５９５号
川崎市中原区宮内１丁目19番５号
破産者　エアーズロック株式会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第６６６号
東京都世田谷区深沢４丁目32番９号
破産者　株式会社バルジ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
川崎市川崎区昭和１丁目５番23―602号
破産者　株式会社大伸精機
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
川崎市川崎区追分町４―３、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区東向島４丁目38番８号
破産者　有限会社あつみ食品
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係